

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本市の区域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域として定められた区域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	本市の区域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

注

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル